

内閣府による企業主導型保育事業の概要

【岐阜県まとめ】

企業内保育施設の『運営費』、『施設整備費』に対する助成事業

(H28年度運用開始施設や、H27以前の運用開始で定員を増やした施設などが対象)

単年度助成
共同設置可

○ 助成対象となる施設の条件

- ・受入児童(施設利用者) 「従業員の児童」、「地域の児童(地域枠は総定員50%以内まで)」
- ・スタッフ数(保育従事者)

[乳児]	おおむね3人につき1人
[満1歳以上満3歳に満たない幼児]	おおむね6人につき1人
[満3歳以上満4歳に満たない児童]	おおむね20人につき1人
[満4歳以上の児童]	おおむね30人につき1人

合計+1名

(例) 乳児3人、2歳児6人を預かる場合＝スタッフ3人で、うち保育士は2人以上

- ・保育士の数 スタッフ数のうち半数以上

※「保健師」、「看護師」又は「准看護師」は1人に限り「保育士」とみなすことができます。

- ・施設規模・面積 市町村が行う認可保育所(小規模(定員6～19人以下))と同様
- ・遵守事項 「家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準(H26厚労省令第61号)」
「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(H13厚労省雇児発第177号)」等

○ 助成金の内容

- ・施設整備費:施設整備に必要な費用の3/4
- ・運営費:施設運営に必要な費用(基準額×運営月)

認可保育所の単価と同水準
詳細は助成要領等をご参照ください

○ その他

- ・都道府県知事に対し届出を行う必要あり(市町村に対しても届出の写しを提出)
- ・事故発生時は都道府県へ報告すること

<申請期限> 平成28年6月30日(木)必着【第1次分】

<申請先> (公財)児童育成協会(両立支援事業部) TEL:03-5766-3801

【問合せ先】

企業主導型保育事業全般 内閣府 子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当)事業第3係 TEL:03-5253-2111(内線38349)

※助成の申請手続きについては「公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部」